

公立大学法人大分県立看護科学大学情報公開規程

平成18年4月1日

規程第 18 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）に基づく公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）が管理する公文書等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書)

第2条 条例第6条第1項の請求書は、公文書公開請求書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、公開請求に係る公文書について求める公開の実施の方法及び場所とする。

(条例第7条の実施機関が定める警察職員等)

第3条 条例第7条第1号ハの実施機関が定める警察職員は、警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員で、警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある職員以外のものとする。

2 条例第7条第1号ニの実施機関が定める法人は、財団法人暴力追放大分県民会議（平成3年8月8日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。）とする。

(条例第7条の実施機関が定める予算科目)

第4条 条例第7条第1号ホの実施機関が定める予算科目は、会議費とする。

(公文書公開決定通知書等)

第5条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、公開の実施の方法、日時及び場所とする。

2 条例第11条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定をした場合 公文書公開決定通知書（第2号様式）

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定をした場合 公文書一部公開決定通知書（第3号様式）

3 条例第11条第2項の書面は、公文書非公開決定通知書（第4号様式）とする。

4 条例第11条第5項の書面は、決定期間延長通知書（第5号様式）とする。

5 条例第11条第6項の書面は、決定期間特例延長通知書（第6号様式）とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等)

第6条 条例第12条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公開請求の年月日

(2) 公開請求に係る公文書の記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 条例第12条第2項の規定による通知にあっては、公開の理由

(4) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第12条第1項及び第2項の規定による通知は、公文書の公開に係る意見照会書（第7号様式）により行うものとする。

- 3 条例第12条第1項及び第2項の意見書は、公文書の公開に係る意見書（第8号様式）とする。
- 4 条例第12条第3項（条例第18条において準用する場合を含む。）の書面は、公文書公開通知書（第9号様式）とする。

（公文書の公開の実施方法及び場所）

第7条 条例第13条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、理事長が適当と認める方法により行うものとする。

（1）録音テープ又はビデオテープに記録された電磁的記録 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は当該録音テープ若しくはビデオテープを録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付

（2）その他の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴。ただし、理事長が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を磁気ディスク等に複写したものの交付

- 2 公文書の写し又は複写したものの交付の部数は、1件の請求につき1部とする。
- 3 理事長は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。
- 4 公文書の開示の場所は、情報センター、地区情報コーナー又は本学とする。

（公文書公開請求事案移送通知書）

第8条 条例第14条第1項の書面は、公文書公開請求事案移送通知書（第10号様式）とする。

（諮問をした旨の通知）

第9条 条例第17条の規定による通知は、大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第11号様式）により行うものとする。

（公文書目録）

第10条 条例第32条の公文書の目録は、公文書目録（第12号様式）とし、年度ごとに作成するものとする。

（費用負担）

第11条 条例第34条に規定する公文書の写しの交付に要する費用の額は、知事が定める額と同額とする。

（知事が管理する公文書の公開等に関する規則の準用）

第12条 前各条に規定するもののほか、本学が管理する公文書の公開等については、知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成13年大分県規則第22号）の規定を準用する。

（委任）

第13条 この規程に定めるもののほか、公文書の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。